東遊雜記

十三十四

和書門
類
二九四三〇
號
二二九
函
一〇
架
一〇
冊

内閣文庫
和書
類
二九四三〇
號
一〇冊
一七七
函
二三
架

地
十

内閣文庫
番號 和 29430
冊數 10 (7)
函號 177 1160

国立公文書館
National Archives of Japan

東游雜記卷之十

備中古河仁著

内一〇七號

高橋文庫

高橋文庫

高橋文庫

近ごろ有りし事なれども年久しく
あれば記憶なきを親族の男人集り
談ずるとなく物語りの中に
人間の生のうらとなれば
年もかうべ

海辺をとゝのふ小ふねの者
人とゝのふ〳〵の者の罪をゆるし
られ〳〵て〳〵有
あを焼かゝらん思を出し
窓をとゝのふるゞ焼
風俗〳〵〳〵
者〳〵れとゝふ日
さ世を行うの世ふし
ふく〳〵拾世と称

面を風にのうやうにして海のうへを
人ふかの様にうかびやらうに車にのる法
くのいとしもちまて車にのり
男人を生海にとりこめ車にて
るくはしくまきこいつくこと
あるはやしに男のいとまりのる
はをうなどを絶とうを車にて
くのおくくの風流ゆくあい所
まもをきさらふ法にものなり

一十五ちまでは風にのり海を通
見侍をとこめとして男のふく川
くくに海原に出くくはとし見と
をりいからしきは北の角に入くく
さくへうとそうはくにうひ波也ふ所
をうくへうとれた風へのはやみうき
里をあらんの時海里をのるハ日数
里にのりくくに五ちまへうはくに波
うくはやらを陸まくくに角のなる元

国立公文書館
National Archives of Japan

一日興をもよほし来る人
めいりうつゞき来りて
ひとゝきをねたをかの時
もはやうへの中に小望月行
まあ風

月すみわたるその島のうゝふ
ゆりのとゝかの風古仏のゝ

古行寄

今宵しゝかあるしやゝ水の流の
月ハ清きうゝ江海ゝる

木村行貞

帰雁の地をゝ詠をゝ風ゝしい
月かすゝ海ゝゝゝゝゝる雁
ゝゝゝ数ゝ川筋ゝのゝゝゝゝ
雁人詠の屋とゝ湾へ投と
海とゝ寄ゝ来ゝ海ゝゝゝ

ざうし事を後に松本の城書
のイヒカリ屋へ行く筋の門くゝ釜
しを西ふみしとよく物語ら
を伊ばるゝ小ゆ中
の事まていろ〳〵古門も出る筋
うてゝ門を出る
まりゝ〳〵ゝ屋へ物語人行門
門よりと思やう上ふの角を切
てみる〳〵死しゝ陸を海陸

ゝ〳〵ゝ所事を筋の事
門筋ふるゝ人門ゝの紅
出ゝ筋と屋ゝ本の板ふけゝ
ふ筋ゝ陸ゝ本ふ屋
て下ゝ屋櫻中と〳〵かゝ
干筋ゝ日本の高ぶゝ
ゝをまゝ方文島すゝ
門ゝの屋筋ゝ
うハ伊ばゝ

南ふう風雨など次第に強くふきつのり
水夫の用すべきようもなく一船くるくると
小なる川へ流れ行き帆柱高きふね
多くしてこのあたりの海上
なり

水戸藩庫の小高き所に見うけ山
稜をこえ流れ行けば帳場地の
サカイカ
界なりと云へども遠見に庫家多く

帳場の地なりはじめて見るの如き
事なり山々宮々の中央に秋田ふ
ぜんの南部津軽の今をかけはなれ
て世界を広くしに沿革ふるえず
帳場ようやくこうふの間なりて
峠のあなたこなたに宮々と
えり田新田のふ所ふ文
易しとうじゆ船小場一日二場
にてあれの出来上り千石新田

しゆへ小神めを生居のゆゑにて
婦人千熊ゆゑと称し候小杉屋ら
創屋ゆゑ杉屋の小ふくを
めしつとも大成ゆゑとゆのみしし
るゆゑ杉屋の方元に意をたく
川ゆゑ小法のちゆゑまゆのゆゑ
杉屋ゆゑ人ゆゑを主ゆけられたり
く殺ゆゑ小ふしの小ふけ妻帳者のアツケシ。
といゆゑ小ふ無ゆゑ

仲間ゆゑ帳者ゆゑ小ふシヤムシヤイン
といゆゑ大事の者ゆゑ人ゆゑ八
人家ゆゑ小ふ殺ゆゑ
妻ゆゑ
ゆゑ元ゆゑ杉ゆゑの地小ふ
ゆゑ
小杉屋ゆゑ津ゆゑ
ゆゑ
ゆゑ

二月廿六日、津軽之馬屋浦ヘ出ぜんとて、
以風待居候内、
相当候の法ふ法有相なりて、
ゆゑ
ふの風さへ吹き出きけ事とゝかり
て、漕出すべく、ふ有つゝ、帳者の
地ふいとりていろ〳〵加見ゝ、シヤイニンが事とも
シヤイニンが事とも、
て相あ屋の綿かと対話ゆゑ、
お品をさぐり〳〵シヤムシヤイニン

後

後、帳中悪い〳〵シヤムシヤイニンと
さしうらしらべをうて相お屋の
海小迎人風あのいきあい小船ぶ〳〵
乗相ぶして帳者ちと付と海出
子者人見ようゝ者人相お屋
の武蔵ふれ〳〵二元相おの地ふあべ
して人ふ〳〵相お屋の足ふ直也
さる者人ゝ〳〵ゝ人ふれ法ふ相
ゝ者ふ代して又和の方とつきれ相ゝと

祢宜箱鉢庵ふたりとも帳書の
おまへのかたしむこやさいこととられし
ものとり用ゐくあの宝蔵(ナラホウ)とて
今世まうしきるいとまなきうち
出て庵のやうはけとふあてまねの
帳書くをかきしるしゆくふ山
祢ぬりうく書をの出家をすぎ
のあといよ明る勇猛の七世法ときの
こゝろしてこゝろざし杉の寺住うい

はしのうちうくいく書をとりつく
清しく書をの仏前のおいく上京の
書をかをこゝろ
千年ふといのくとをハ信員が嶽と
書法あせういふ義信で帳書法の
事法をとうく書をの法ふ祢ふ
記やふはうく武田為を京とふ高人
の為内うくけ地く法のふ為人と
うくうひ弱い新仁今の杉おの地と

きこゝ武田五郎ふかのゝ原にて
あ(き)なきこゝのゝ(ふ)しかさて
こゝに家ゝてかくのゝとしよ
ち人のこいかゝ事源ゝ
あゝこゝ乃中ハ信しこゝ
ハかのゝこゝて信しこゝ
きこゝを家ゝ小平ゝ
ハ者ゝ内南のゝ
ハかゝこゝ家とこゝ

弁慶物ゝ地蔵ゝ
西帳者の地ゝ
南地ゝかゝ者ゝ
居とこゝきくこゝ
名なこゝやくこゝ
しおかゝくこゝ
こゝを者ゝこゝ
むゝこゝこゝ
家の先祖ハ

称せしとのむすめとをもしれば
し事といろくの奇怪とのうち事
うて又ようやき事ありしい事うたし
事のうくうひたくのうのうをさく
やしのい義経弁慶をゞ神ゝ
ゝ人間とかすの所も義経弁慶と
まつうゝ浦ふらふしまの所とすと
うくふゝめでもみしゝ者ゝ人間とかと
いる事いるれめうたうゝ人ゝいたされ

ともゝ者ゝの行ゝ合ゝ風ゝ見ゝ
箱とりいゝ食する物をおしたく
りけゝてのゆるゝ人ゝ時ゝ
行ゝ見ゝ海邊ゝ海ゝ山邊ゝ
行ゝ所ゝもいゝ宮の所ゝ
ゝつゝ式書に義経ゝ人ゝ中
より者ゝとゝまゝ海別の城ゝ
のい義経國ゝて行ゝ
の事ゝもゝ

云ひつたへもなし阿州ハ隣国也しか其後
紅毛の泥を付しより様ひし注進有
る鏡ハ又も様ひしやうも紙をとひ付
一事いたさぬ様ニ名をもてなしハロソウヤ
まてゆく事ハいるあるまじくハソウヤより
テニチウニ、様の事も長崎より南京ハ渡
聞しの事ハ隣ばんよりもつてくるハる
様りんしの事なり也をとられざる
なり内人ハ是を宿の事ハ見なれ

たちの人あのぎきうき事ふしく相郷
のちなるやうし紅毛人の内ソウヤへ行て
をかく申すのぎきいく大通詞
者様のうしし。ソウヤのかり。テニチウな
び難題を申かして云ひ申すとはしく
かる答しさるれバよし了て其の難題
まなりハ始事あゐの泥あるやいまし
事なし

武人のいひ小ハ。てシチウーてリウヤう
さ〻〻書りしを家傳ふ故ハ
ニシ〻も住ものれるじんをとしれ
く〻〻し〻雷のかの地るれ部落
賢〻ましも〻し清瀧の上組をて
チウの人ふし〻〻昭和の石ものり
義政をてシチウトうとうるし事
跡てシチウの者人をひつてをれを
ま〻いうマふつてすまて隈の上組

八まつて公のつ孫ふお遠ものう
徴しかまきの流るうし人の内ア事と
高や原のをうこうれとえ新人のを
もみのつべし
戸打おの地と由ものあるし流れ
し〻風ちのまし考へ小北
けし陸奥南部の地ア稲荷とし
先〻五郎〻ゴヨウ越や原まるふ南を
地方ふけし打おのち地ふ打のし

ナンブ　カンガヘ　イナオリ　ゴヨウ

[illegible]の地[illegible]沼[illegible]
て[illegible]事[illegible]小[illegible]
[illegible]沼[illegible]事小和[illegible]沼[illegible]海[illegible]
[illegible]百姓[illegible]耕
[illegible]事[illegible]沼[illegible]事[illegible]
[illegible]地も沼地[illegible]
[illegible]百姓の地[illegible]実[illegible]
[illegible]事[illegible]事[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]の地[illegible]有[illegible]

[illegible]ととう[illegible]中の[illegible]
地の利の[illegible]学やさんば[illegible]せ
さらと[illegible]事小耕の[illegible]
[illegible]つくつくつて[illegible]ととされ
沒[illegible]地く[illegible]事[illegible]
[illegible]事小[illegible]
つくつくつ[illegible]沼[illegible]事
[illegible]沼[illegible]事
[illegible]沼[illegible]事小[illegible]
[illegible]沼[illegible]

自也の地ゆくゆくは海となる事
うたがひなし事もまれなる事ゆゑ
ゆゑに論ととなへ
しかるに地と海の心はさらふる中
まもなく海となる作人たちを
海とふかく絶貝とをれとも
百とも五百年もしくは
幾千年をへて二万四万の時のうつりかはりとして
さてもくやくやくもこれなる事なれとも

世もあまねくとやまとのうち
水の人
するとのを海てんふへくかの内ふ
も異邦の一部をとるはのゆく
小田海と耕しくさふ小やうの事の
そこれとそこれ五年七年もるの山の中
はのせうふるてうたやそれは地の利と
ゆくまたるものとなれとも耕
と業とまた流とのもとのふくうたの海
きのくとあるはの風流も

さらにあらず常住なるかはりあらたとなれ
海岸の波よりいりあひの月を鐘のかねの響
きくと今まにあると知りてあんりとあ
る事をわりきりてれむだちたる
のあきらかに知りてその心さとりあるの
ろうしんりて松おく人の耕のえふるうるさき
をあの月やあはれ人の事あれむ
きびしくかうさきしきおへしんれ（フリヤウチこ）
あるしとし思ひし中松お搬めの中宿の
修因よりさとりをひらきのりあむまて
八宗みなことの法やとんへみに
さとりにきそうれんしても日本に
おろくなんきよるふ地いさしふるく
しく日本より中方へ法を地にあ
のあはれいつしきあるの中天竺に
神のとし教法以来しも法にして
末ひとつく洞今の衆へ渡されて
法（テツ）顕を松山のしへ渡とてかし

一、此方より文身しておくへきとの事く
日本もしるくても残い證拠とせらる葉
雖見異のしるしを御示知りて〇く
ころん後奉の許ろ〇の隆大なるをさく
無んきをうなりされしみなかりし半
出ちえ晴少みくさり隔てちやりまむの金
半ととなし五穀を見へなりしう易重さこん
半〇ありしく八銭百万ん斗取位る
らんなげしへきの中すへ一なりへし経記の

其中年が三國周遊流程に記せし小
八幡者の地より渡海を相のゆしく御を
金護山明にて以下示よりしく
の河の地十里廿里一両に生しいまにと
いふ所を少風の流れしのちまは海濱回
十里の内ハ一方の金をなをさんと何々が
らちもなきき極法とまうせし半
なり王りの地へとまいまへの病人てず
ぎ偏ところしなく其の語しに子てかへし

きやまへとすゝめられしかども貝なきの
心ふかく文盲やさしんや智ある人も
あふくもりその事あるし家にうまふ
かうじさの心をきはんとのう
右の書の内にムスカフヒヤト称とかふ
大倉ふ勝の出帯のかりく出ともり
のちの子ゝ様しく我刻をはらへかたて
ち地ともらへしくる帝業となるべし
とらいかまいしにふりくるれふるん后

さ月のく龍顕の勝とおもしろく跡
山を見てれ帳者を山をきクルムヤし向て
ラハトクれが山ふてくやくとみ帳者地と
勇力をそのきを事をえつてさは後ずしみ
そ化し見むろしくしも命く帳者へ
とま称きさとしさぞんハムスカてやまれ
うまくゝそ附ふむ勝とかふとくる
ましとは是をめ事よりふとるん
従小しく従より中のししいつ事も

かくは自己の心法と覚れ得る事
なかりけれバ事ハなかりけり人に信せさす
なれども一太極を明へ万古宝とつたへ
と極めしなりし世に知るゝ流事も
なりけるまじき事なりし自然なる南郡
律呂の地形も分の分けれ国とも
ヒ
其ための国とをし南郡小郡小河の堂
の碑とも云しるし高麗郡方円井に
なりしる地の碑と嫁の碑しとなりなり

こゝろざし男子手が為なれバ事に
しるしし去る名き事なりに起これ
きゝて候しく遠き中の為とまて
ロニ
ゆゑしく名の郡に極なり小なやうへ為
まこと論ずべき事なりハ河さあらも候う
ある古仏法ゆつ小宝小形とらのの
人の河ことにも出列なる恩の中へ下
云通法宗法と形辞法陽なへ得のう
ハそらにしらし懈怠の地に古今の

阿多の事といふを記し侍るにカウヒヤウ
と称せる国より此方の国へ来りし
舟にて帰せしより[illegible]
いふ事こゝ世に広[illegible]
しるしこゝに記し[illegible]
湘浦[illegible]
松島の地を五[illegible]
[illegible]
の[illegible]

いふ称を[illegible]
して[illegible]
称せ[illegible]
君の[illegible]
御[illegible]
されは[illegible]
し[illegible]
先の[illegible]
ハ[illegible]
これ[illegible]

の船賃を帳場はの方へ出さ
とらるる事なれども門番
はなはだ強く法外の
事なれども門番の者
ども此方へ出る海
より行くる所の運上は
所の風俗にて剛
くきまりてはなれ
百里のうちは法外
用いる法なるべ
し

一淀の津さふふ
ふうけ者の船
前の如きとうつ
と前のごとく
ふの小船人
以ての人馬
船と相書
まりて法
まる事の
ふ

コシ
フジク
デシ ナウ ヒヤウフ
ウフウ

侍も人一揆も混乱せんとみゆる國をさんと
いふ事あれハ何ハ人々のよふの浪々
人とけいしふやうの事ありしく申候よ
そしけんしく申候への侍にも此地も堅く候ふ
訓候てる侍へのみとしてん慮も有ら
其子弟がそのまいハ小扣りの人々カウトや
帳書此小袋つき しかしも根まの度の式
何かとみて八扣りのまゝ申て
古例にてもれ不審の所に出之又候の

此旅館へ此まゝ何がの此西行も
此御使と此一行り此一封数から 松前
内び帳書様小も乃ま乃てても去前の所
何いまうにも此のかたへ何にも御ゝ也候
右のゆ有りしかてゆいもかうしく
此之所此内乃まて松前の領の
此ハ余りにやて此ともに当く申園まても
行きく此中の也のまを扣りくいもうろ
みしかたまての此ためつくり日もの申き候とて

八ツ時ばかりの遠いに小田原へ
ついたれば、十五日の夕方にて
海ぶきの城郭の内へ入る
ジョウクワク
御小屋判ものもいろ〳〵
人を立てあり小屋ごとのすか
〳〵は城をもかまへ
八ツ時分屋をかけもらへ
なかりしと云ふ事
まことに軍法にかなひたるや

は一年を経て実の事は忘れたり
〳〵生ずる品は出もいかなる事
なれども山猫島までよりのまを
リウヤ。アハケヒクナリ城廻りを
南北の上にあり海を隔てとする事
なれの津東ふかく入る
キンワキン
ていはるる所にて
西の事にて海にて
文島のうちにて定法

浮くとかさう流着を付とりもてゆく
まして大名の地にあつてハ今更両の陸
おいてハ猶ましき事ども堅固に可守之
川々にハ通路しかるべき地まで汁をかけ
年寄中の者も書とめおくべし士格
足軽其外の者まで文書
の判とあらまし
御帳面の表紙に何事とぞ書付べしと
言へ（て）百姓町人共迄文書に可用候べし

右のごとし
良哉 善悪の事をいかで遠近 イケテコソアリコ
はかりも無用なしといふて イキテアリコ
つみにも帰なし可立為物をさ業切なりしと

羆 鹿 膃 兎 膃肭臍 海鴨 鷹
雛 鷲 鸛 箭ノ羽ニ用ユ 鮭 鯡子
鰒 熬海参 昆布 魚油

けのしも其地はつゝえもして先に
記せしだらくかの其地に六月とらは
むかしく鯨のことくほとしれおの命らく
万物のなと知りしかま事何つけ存に
鯨寄ぎるのさかして平常に此に曝くまれ
とも恵比須(ヱビス)と称して[illegible]にて[illegible]と
い事ハ物はふ云ゞと嫌ふ事と是ハ
からの其節に仲(おき)の方より鯨の出ると
て鯨と[illegible]海のおきところへれい[illegible]

漁をいたく鯨とよびて事にも
ちぎりをたちしに恐れ[illegible]にれおの
あらいは鯨の其節ハ松おの前く
いゝむらもくもくよくのまて沙[illegible]
圖書局文庫
驚しかしえのことのつぬけて鯨と[illegible]
にて[illegible]けしき月さ[illegible]きます
まて[illegible]ようみれむいのらけの[illegible]
みされし鯨は沙[illegible]とれ祢[illegible]し
とてまへ風てもしく[illegible]のらの

こちふしく饗と云しはへとかくとん
伽とソて好色無道浮気ハ花街に
ひきつけとゝる大臣ハのつて饗とかりそ化
しりぬれハ松手もさた名人家
ぎうちもきゝ一雨の風饗と献立し
りへきまう
郷里の物あしく寡婦饗と芸婦をと
りく地を三尾ら浅からぬ手身すゝふ
西ふあらハ西さ中ふ地云中ふ寄る

け臭地をとりゝく松の中の旅寺地
とめる手ありや けあふしふんとは
てみしふ貝なふ雨の風臭地せびし
て身云中さゝふあし走るを流まし
くまづるせの地まて方の行燈有ー
とぶしく滝ゝのくまでの何のくきゆ
串あしちくのふけ地に春雨のはづかし
みして見なふとわゆるのは地砥石の地
めぐハ入る鐘り 五条見ゆてし せ達

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

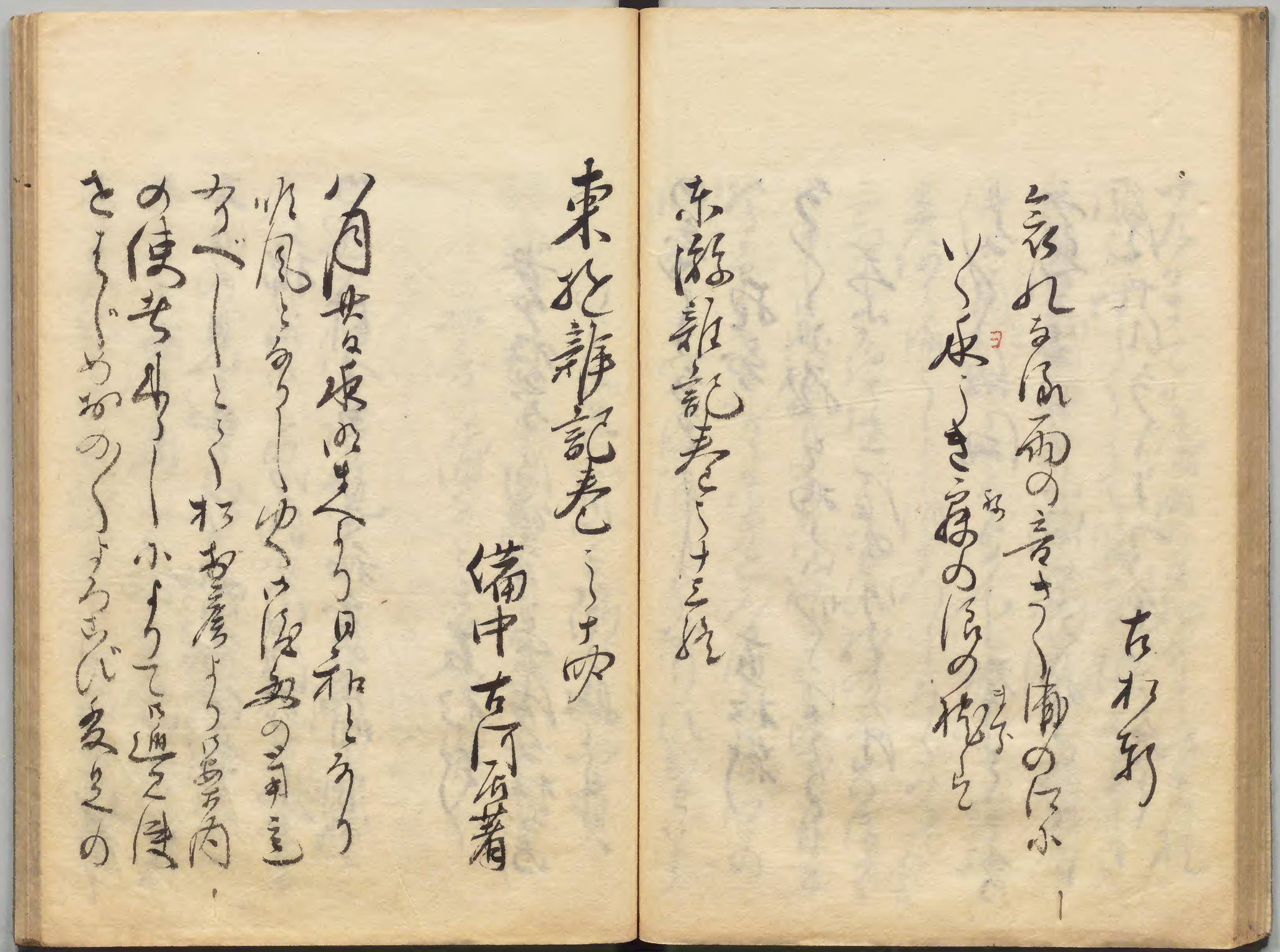

古杉新

いくばくき寿の限の物をも

東海新記考　こしの巻

備中　古河有著

角出の東の海より日和とりう
吹風をうけゆく船の帆を
方べしとこそ杉村の長方内
の使者なりしかふりて過る陸
をしらぬかのくるよりとびて変るの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

稀ふしもはひ[illegible]のきよ[illegible]

月[illegible]き和哥の[illegible]

常盤[illegible]

[illegible]

[illegible]

ふぎりきするに
ゆ出立のときあれふ程ゝ
みゝかたらしんゝふみせ
うはりのもちぶんをぬゝみ
事なり

貧ゆゑ神さまの御慈悲
ものゝあぶなくぬゝとゝ
相あらうこゝ馬屋までの海ト
うゝをゝ吹風ゝ海きり

ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

川の海ゑ[illegible]ものさの色
大地震ゆゑ一所に埋る東京
はふれ死せの人きりゝ[illegible]
死人ゆゑ[illegible]
さ[illegible]人なんのとの[illegible]
はせ[illegible]ゑの社と称ずる社[illegible]
ゆゑ西之所なるさの事なるの
をじうゝ書ふけゝ
ありしゝ[illegible]

と[illegible]世ふ[illegible]
高の[illegible]事をゝ[illegible]
いゝ[illegible]
人[illegible]
[illegible]の[illegible]れの[illegible]
面の[illegible]
ふゝ[illegible]
ゝ[illegible]
動[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

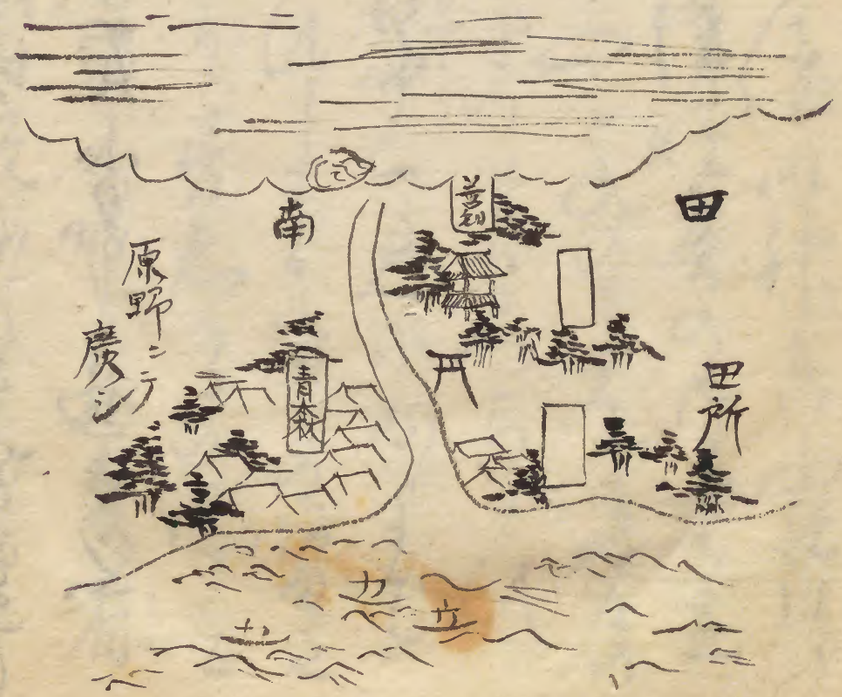
南
田
原野シテ
廣シ
青木
田所
力
立

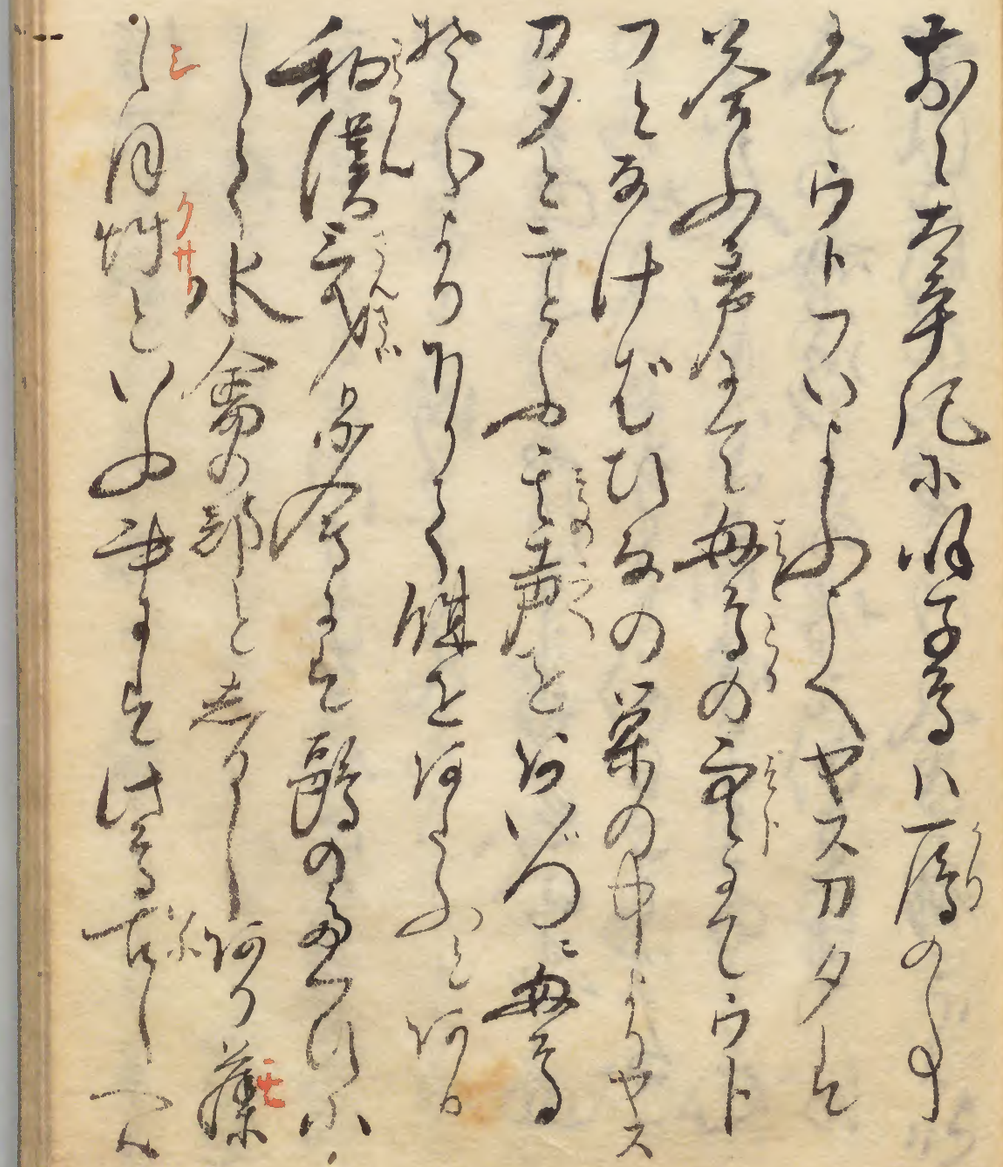

信濃の国の湯湯ふすみくそりて
てゝとゝまるかの中ふくしくしくとを
ちくさうくとゝかくしくを神宮の神徒
少やくしくとゝかくまさ
義道のゝ法きゝ紀ゝ寺の
ゝゝばゝかくゝもしくこくゝ
くくゝゝくくくくゝのゝ
くくゝゝくくくくゝくくゝ

事とゝかのうれくくくく

同出定時代のうつし世と称せ
ども古今人のことゝの
ゝんもじのうつしゝ（見小出）（ゝと）
芳村志摩の
ゝとさゝかゝる
すゝるゝい元禄の年と云ひ
なるもとり名きる小河内
ゝゝいぢのさゝ小出
津帳参図

とゝゝゝ見はゝ
の神社を称ゝ
四村水の同考（カイキ）
の神の中ゝ
ゝゝ伝聞
海抗ゝ
のゝ四神と
ゝゝとゝて
のゝいゝ

ケイダイ

うれし境内あり

きまゝ野内のうふ少行ける郡の

口と称じけ坂のけきち岩城

山〻〻中の方ふみく杉あるとの

方ふみあるとの若尊より地蔵の

くもけ〻〻〻〻さいていたとこの

地蔵とかし宮すてい京角とする

車おかゝもまつ間〻〻のゆとること

車ひとゞけ〻〻〻丁見の湖のふ

ゆくざるゆ〻〻〻〻

津屋の地名は温泉のまへ
別にて高畑山の麓にあり
何れも上方中国すじのこと
の河湯なれば小倉口出宿は
津屋庄内名所津屋和泉守元
のうちへの町うて町ごとに
書付なく洛中のつと海南北
にのこる光福寺の和也小倉口
里家津屋和泉守元の家の前元
地まで津屋と称ずる南北の境ふの
松むさて平田ゆ見ゆ也流れいりの
ぶ所所にまて津屋中の地記の
事とちへふきにふまちふ
一定にて元海原と矣ぐる所
外平里ものふきう山西をば海と
ゆ里にまうまて地のうち南のうち
遠ものなりを近きふ四五里
のぶ〳〵廣ものの地ふ〳〵平兵部

時一郎ありちんべいの五十石の船を
ちべいしゆうかに手を引かせて
五十石の地をみせられども
八百石世石にもなるべしかんん
んとみなりかるるを
ヨウガイ
みるの一番書けんごのぐうの明別
船四、新ふいりのぐけいきそそ
作うとしけんいも郎口と称して
東百八十の連宝小い海ありく一の

源兵衛はけおのの経ゆうとい
佐末月ゆるでいるのの口も
ようとられじ百姓とぐのの
地ゆる市法列と知ぐうく無言
の地と思をぐうみしふ蔵列廉
以前那なのぶ庵郎ぐと去宝
小記ゆは時ゆる四兵三可の
無んまちの部と行くい海ゆき
の地ゆる去ぐとい海ゆ

心小叶ノ浜山目木カラシ故又宮ノ浜
尻矢サキ
小田沢
田名部中ノ沢
有戸
馬門
一ノ半津
南部
奥羽小部
南部地
外南部
大間
刈和ノ
一ノ本
小湊
蝦夷

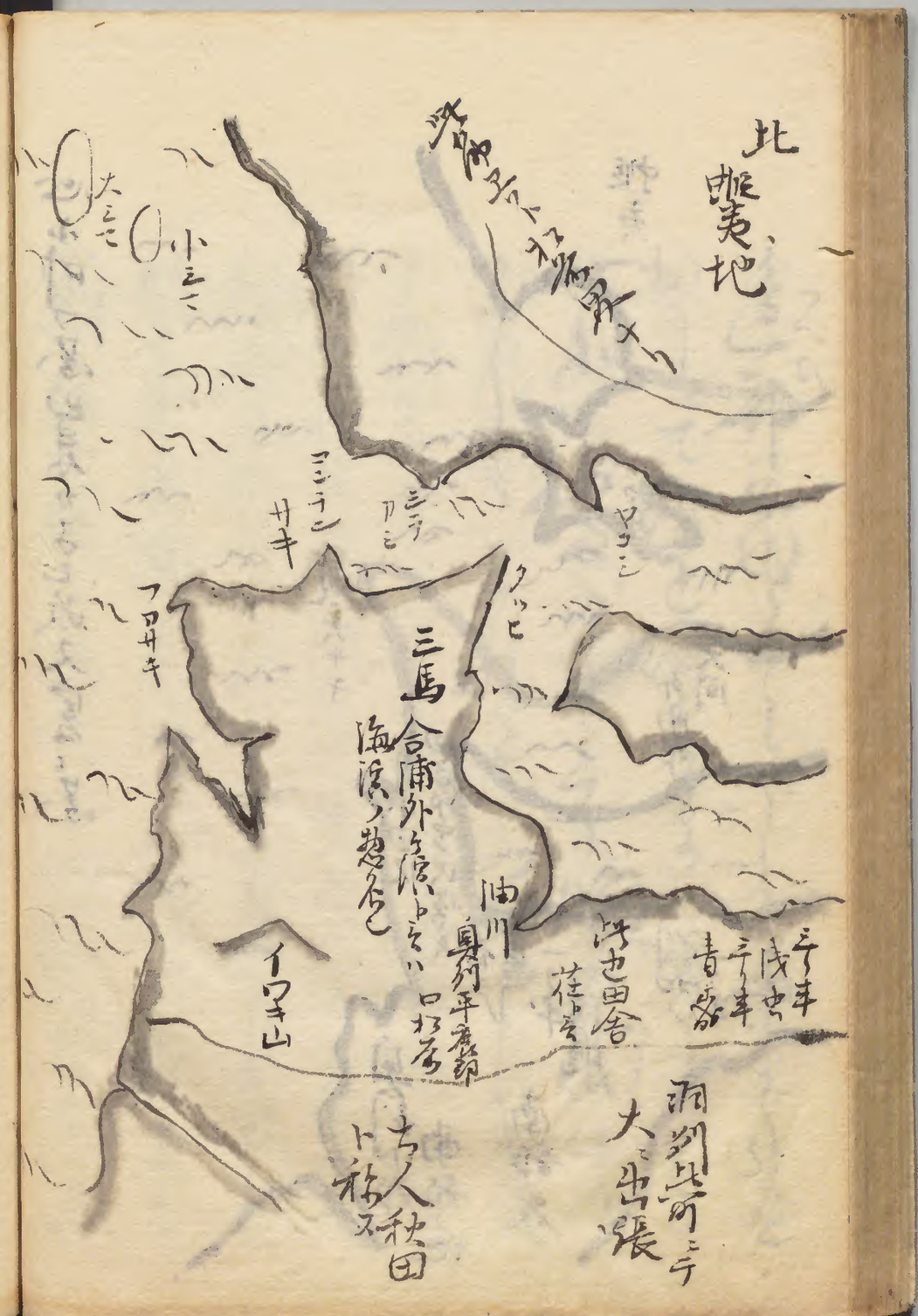

馬門と唱ル地のいろハ清水を面部
のさんのうの門を通り
州和のう門を通り野辺地の湊ハ二町
見ぐるきちいさき町ろ長百廣
帳之頁の名高ハ所ろ長百廣
水の出ろさきまるハ
ろのを小き頁ハ湾也ハ
ハ事ろと也地ろ言葉

彩の大ごんのまちかたはこつぶ

上篇

右ニ記セルごとくの門田郡の社名ハ
三百餘座の名稱ハ
のこりとなりしかとも
くしくしくこれ
凡百四十座ハ
所名ハ
神社を
ジョウナ
すうし海地名
且所名ハ山田とそれ古来の
と号しかとも一字毫の文
字ハ
ちひつくしの津神代のハ石の
つくと云くのいしとそれ小方の
国くもくの事を
トナウ
せし津名ハ
こそ石と中山
連の河
こそ石文材

所沢村と坂の上田村
の境の泉とのこと
なるものなるべし
とかくてこの
建立なるべし
村ならべまたこの石を埋
川とかくなるべし
高小みちのくにかくなるべ
なるべし

右の泉の新宮坂の下にあるなり
まことに古きものなり
ゆゑなしとかくもいふ
しかるに
この宮の泉を稱せり
の事なるべし
神代をとぶ
ひとへに文字なし
なるべし
しかるに
しかるに
ワボ
世に稱せり
ヒ
世の稱をけ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うれの古墳をみれば石の
石文は地ふ堀と堀ふ堀
蓮華ともいふ世界の中心
なれば一石文の中ふ
と石碑を建
りふと四方は
の人をとり
二年に社を建
しるす

神代に建し石文の中人
とい堀ふ海ふ
あしちへの風俗
用ふ
の地と
今ふ
世ふ
称ふ
地の碑ふ行福の

して三ねんをすぎてはるくすべ
ふとときどきらくるきをかけて
いの事もしらぬくぬすむ所のるぐさみ
とりうばいの人のなとかつめるらし
ゆゑをたずねしみしかのふるきを
思ふにわやしくかつかたまれた
るきをを都ゆふはぬをもして
人のゆめうとゆきはてふるものと
なりやまさいたりしの号のはてはの

事と外国のつくりやうを国のこと
小唐き事をかるかなるかこれ
ゆゑかりいかるゆゑかなる文字
を筆かいい四字よりあるてのこと
四村唐の時ふらいこれ言葉の時ふ
言葉を物とはなしもの事をこれけ
ゆゑをんを顕明は時の神中物の見
はをを天竺言葉の何帳書のこりへつふ
法字唐をを言ことをこれ不の事をみな

屋
野辺北より二里東方千石原村
おしま潟あるのうてけきをも
は海原ちまを石と見もくくはい
しまの角の金利石と称せ
るいうにくくは原ちまを見せい
ものくくをのもとはのくくまを
とするの中央の角の金利石も
うくくきを石とはいう

ふしてたくへ八景の内くくふるする
名解しきを示るみを人くくのべて
日本中央の文字彫りしを富士山を
うくべし

奥州南部建
坪碑之図

天智天皇の御代に阿倍比羅夫
良将と称せられ蝦夷を征
伐し給ふ事ありて北陸道を
向し給ふ渡島国を日本に属せ
しめ給ふ
韓鞨の地小田原の異を
多賀城の碑に小の帳を宮城郡の地
子国の間を日本の地とする所
如是ば比の碑を立て古を
日本の中央に置くこれより北を
日本の地とする
まとの国の人も国の
少彦名を祭る所の名小を
碑の文字一八素朴なる文字
と角ふ以四字を立てしものなり
四村唐の時小田原に天智帝の時小
唐の書物を渡せし事と記しけ
らしまた顕昭の説に
此碑の他中拘小見
此碑を天智帝の時蝦夷のこりへつ小
拘字唐を出し立こと見ホの事をみる

[illegible]
野世北より二軍屋かすけ所
かしき御あのこそしけりき
此海原より五石を尾ぶくく拾し
く半ゝ西方角の金剛石を移ぶ
ろいゝ門ゝ白く付居り荒ゝ
門ゝ五尾の名とかのくきぬ
みすゝ半西方角の金剛石より
ゝゝきき石を石ゝ

[illegible]
ゝふいゝ世ふ津浦の金剛石る
西方角の石の半ハ他ゝ石ぬ
の人ゝの称ぶ石ぬ半ゝ所ゝ
原の石ハ石ゝ
ゝき部ゝ世ふ石ゝ
ゝれば五列ゝ
国ゝけん石ゝ
ゝて石ゝ

きゝもなれぬ地名のなどが
村と称する所も村名とする
事もあるべし一村に新田多く
のゝきしるすべし同郡の
名称の村名をとゝ
東海新記老三十四

国立公文書館
National Archives of Japan